

国立大学法人静岡大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人静岡大学役員報酬規程により、期末特別手当において、国立大学法人評価委員会の業務結果を勘案し、その者の業績に応じ、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増減できる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし
理事	改定なし
理事(非常勤)	非常勤役員手当の月額を、月額10万円以上30万円以内から、月額10万円以上50万円以内とした。
監事	改定なし
監事(非常勤)	非常勤役員手当の月額を、月額10万円以上30万円以内から、月額10万円以上50万円以内とした。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,481	千円 11,880	千円 5,007	千円 594 (地域調整手当)			*
A理事	千円 13,941	千円 9,360	千円 3,945	千円 468 (地域調整手当) 168 (通勤手当)			
B理事	千円 14,429	千円 9,360	千円 3,945	千円 468 (地域調整手当) 656 (通勤手当)			
C理事	千円 14,878	千円 9,360	千円 4,115	千円 973 (地域調整手当) 82 (通勤手当) 348 (単身赴任手当)			◇
D理事 (非常勤)	千円 3,600	千円 3,600	千円 ()	千円 ()			
A監事 (非常勤)	千円 2,400	千円 2,400	千円 ()	千円 ()	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 4,800	千円 4,800	千円 ()	千円 ()			

【注記1】「地域調整手当」とは、民間の賃金水準が本法人より高い地域に在勤している役員に支給しているものである。

【注記2】「前職」欄の「*」は、退職公務員(本府省課長・企画官相当職以上で退職した者)であることを示す。

【注記3】「前職」欄の「◇」は、役員出向者(役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職をし、かつ、引き続き役員として在職する者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事						該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、教職員の適正な規模と配置を図りつつ、人件費総額の抑制に努める。
教職員の能力、勤務成績が反映される給与体系の構築を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を充分考慮し、本学の財政状況を踏まえ決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、教職員の勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日以前6月以内の期間における勤務成績に応じて、決定される支給割合(成績率)を決定する。
昇給	5段階の昇給区分を設定して、勤務成績に応じて、昇給号給数を決定し昇給させることができる。
昇格	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合は、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

学校教育法の改正に伴い、附属学校に副校長、主幹教諭、指導教諭の職を新設し、下記の改正を行った。

- ・特別支援学校副校長の基本給を、教育職(二)4級とし、管理職手当支給区分VI(56,500円)とした。
- ・附属小・中学校副校長の基本給を、教育職(三)4級とし、管理職手当支給区分V(65,000円)又はVI(54,000円)とした。
- ・附属幼稚園副園長の基本給を教育職(二)3級とし、管理職手当支給区分VI(53,500円)とした。
- ・特殊勤務手当として、主幹教諭手当(月額12,000円)と、指導教諭手当(月額8,000円)を新設。
- ・特殊勤務手当の教員特殊業務手当を、主幹教諭、指導教諭に、教育実習等指導手当を、副校長、主幹教諭、指導教諭に支給できることとした。

その他の改正

- ・大学院理工学研究科長に管理職手当適用区分VI、教育職(一)5級(66,500円)の支給対象とした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	1023	47.3	8,049	5,788	103	2,261
事務・技術	278	45.2	6,012	4,385	115	1,627
教育職種 (大学教員)	634	49.2	9,136	6,516	100	2,620
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	3	60.5	5,008	3,643	32	1,365
教育職種 (附属特別支援学校教員)	22	38.5	7,124	5,219	83	1,905
教育職種 (附属義務教育学校教員)	75	40.1	6,908	5,052	95	1,856
その他医療職種 (医療技術職員)	4	47.3	5,560	4,026	103	1,534
その他医療職種 (看護師)	4	47	5,491	3,970	31	1,521
指定職種	2					

【注1】「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師及び作業員の職種を示す。

【注2】「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

【注3】「指定職種」とは、極めて高度な専門的知識及び資格等をもって教育研究に従事する職種を示す。

【注4】常勤職員の「指定職種」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

【注5】常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

在外職員	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						

任期付職員	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

再任用職員	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

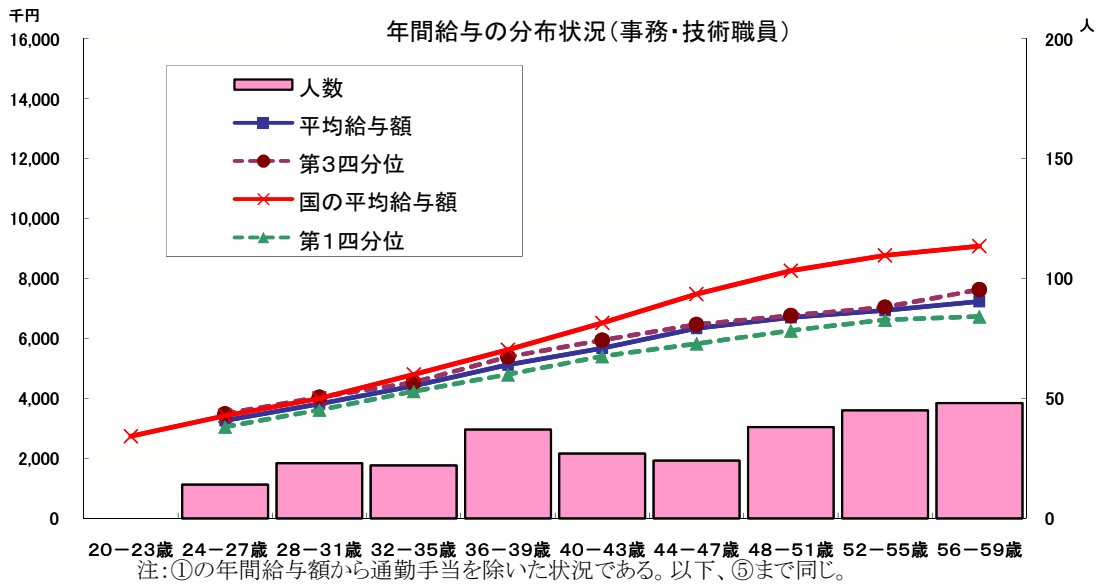
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	16	48.2	4,292	3,670	47	622
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	56.4	4,218	3,082	77	1,136
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
特任教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
学術研究員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	38.5	4,226	4,226	19	0

【注6】非常勤職員の「その他医療職種(看護師)」及び「特任教員」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

【注7】「特任教員」とは、特定のプロジェクト又は教育等に従事する非常勤教員の職種を示す。

【注8】「学術研究員」とは、特定の研究プロジェクト、共同研究等に従事する非常勤研究員の職種を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

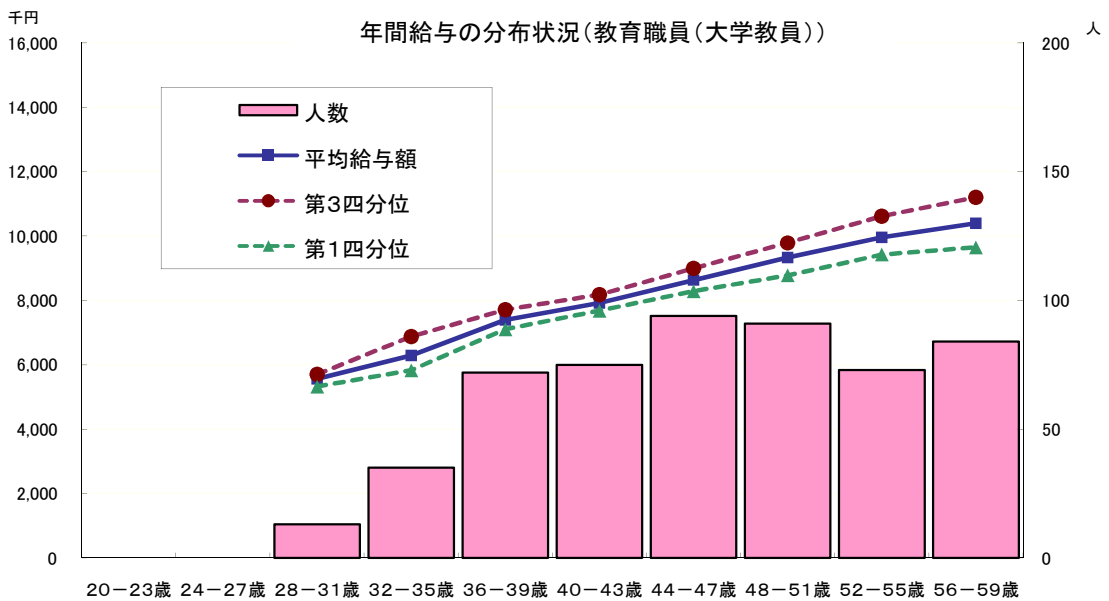


(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
課長	23人	55.3歳	7,639千円	8,216千円	8,847千円
副課長	25人	55.2歳	6,780千円	7,004千円	7,268千円
係長	136人	49.0歳	5,887千円	6,283千円	6,730千円
係員	54人	30.6歳	3,298千円	3,845千円	4,300千円

【注】「課長」には、「事務長」「室長」を含む。「副課長」には、「課長補佐」「専門員」「技術専門員」を含む。

「係長」には、「主査」「専門職員」「技術専門職員」を含む。「係員」には、「事務局の職員であるスタッフ」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	335人	55.1歳	9,547千円	10,306千円	10,951千円
准教授	241人	43.3歳	7,530千円	7,939千円	8,404千円

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		局長	局長	局長 部長	部長	課長
人員 (割合)	278人	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	1人 (0.4%)	1人 (0.4%)	9人 (3.2%)
年齢 (最高～最低)		}	}	}	}	59 48
所定内 給与年額 (最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 7,020 }
年間 給与額 (最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 9,598 }
						千円 8,317
区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 副課長	副課長 主査	主査 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)		19人 (6.8%)	50人 (18.0%)	134人 (48.2%)	43人 (15.5%)	21人 (7.6%)
年齢 (最高～最低)		59 }	59 }	59 }	39 }	29 }
		39	50	35	29	24
所定内 給与年額 (最高～最低)		千円 6,422 }	千円 5,471 }	千円 5,125 }	千円 3,839 }	千円 2,791 }
年間 給与額 (最高～最低)		千円 4,679 8,682 }	千円 4,568 7,627 }	千円 3,320 6,978 }	千円 2,621 5,109 }	千円 2,144 3,739 }
		千円 6,677	千円 6,423	千円 4,555	千円 3,612	千円 2,931

【注】8級及び7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教 助手	教務職員
人員 (割合)	634人	0人	335人 (52.9%)	238人 (37.5%)	9人 (1.4%)	47人 (7.4%)	5人 (0.8%)
年齢 (最高～最低)		}	64 }	62 }	60 }	63 }	56 }
			41	31	30	29	29
所定内 給与年額 (最高～最低)		千円 }	千円 9,416 }	千円 6,955 }	千円 6,315 }	千円 5,315 }	千円 4,687 }
年間 給与額 (最高～最低)		千円 }	千円 5,644 13,220 }	千円 4,018 9,768 }	千円 3,739 8,897 }	千円 3,548 7,375 }	千円 3,434 6,495 }
			千円 8,087	千円 5,699	千円 5,251	千円 4,915	千円 4,587

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 66.8	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.3	% 33.2	% 34.2
	最高～最低	% 43.1～32.2	% 43.3～29.4	% 43.2～31.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.4	% 68.5	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.6	% 31.5	% 32.9
	最高～最低	% 41.2～31.4	% 38.0～28.4	% 37.2～30.0

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 61.0	% 65.1	% 63.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.0	% 34.9	% 36.9
	最高～最低	% 61.0～39.0	% 42.5～29.6	% 43.1～31.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 68.3	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 31.7	% 33.2
	最高～最低	% 43.0～29.7	% 43.1～26.6	% 43.1～30.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

83.9
97.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

98.6

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をも一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 83.9	
	参考	地域勘案 88.1
		学歴勘案 84.1
地域・学歴勘案 88.3		
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】</p> <p>支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 59%</p> <p>(平成20年度予算) 国からの財政支出額 11,491百万円</p> <p>支出予算の総額 19,675百万円</p> <p>【検証結果】</p> <p>国家公務員との比較指数が100以下なので、適正である。</p>	
講ずる措置	現行の給与水準を維持していく	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 96.3

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 9,583,861	千円 9,682,042	千円 (%) △ 98,181 (△1.0)	千円 (%) △ 490,708 (△4.9)
退職手当支給額 (B)	千円 1,180,607	千円 1,284,375	千円 (%) △ 103,768 (△8.1)	千円 (%) △ 288,581 (△19.6)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,054,142	千円 925,444	千円 (%) 128,698 (13.9)	千円 (%) 168,295 (19.0)
福利厚生費 (D)	千円 1,214,819	千円 1,227,014	千円 (%) △ 12,195 (△1.0)	千円 (%) △ 78,934 (△6.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 13,033,429	千円 13,118,875	千円 (%) △ 85,446 (△0.7)	千円 (%) △ 689,928 (△5.0)

【注】C欄「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」について前年度と比較すると1.0%の減である。

定員削減及び教員の人件費管理方式の導入による新規採用数の管理並びに教職員の若年層化に伴う基本給等の減による。

「最広義人件費」について前年度と比較すると0.7%の減である。

定年退職者の減少による退職手当支給額の減と、定員削減及び教員の人件費管理方式の導入による新規採用数の管理並びに教職員の若年層化に伴う基本給等の減による。

「行政改革の重要方針」による人件費削減の取り組みの状況

中期目標において、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取り組みを行うことを目標としている。

中期計画において、総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしている。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	10,368,067	9,892,484	9,682,042	9,583,861
人件費削減率 (%)		△4.6	△6.6	△7.6
人件費削減率(補正值) (%)		△4.6	△7.3	△8.3

【注】基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし